

小牧市消防用設備等の指導基準

第2章 防火対象物

第11 可燃性合成樹脂発泡体を断熱材に用いた防火対象物に係る防火安全対策

第11 可燃性合成樹脂発泡体を断熱材に用いた防火対象物に係る防火安全対策

ウレタン樹脂、スチロール樹脂等の可燃性合成樹脂発泡体を使用した断熱材等又は当該断熱材等を金属製薄板等で挟んだサンドイッチパネル（以下「可燃性合成樹脂発泡体断熱材等」という。）を壁、天井等に使用している定温倉庫、冷凍冷蔵倉庫等を有する防火対象物のうち、その使用されている一部の床面積が500㎡以上となるものについては、次の防火安全対策を講ずること。

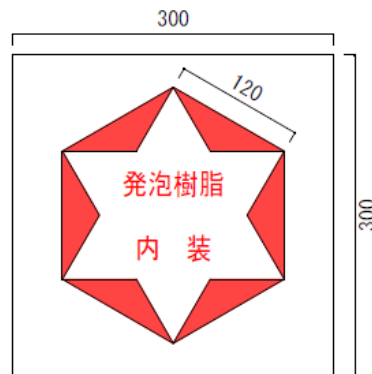
1 内装表示マークの掲出

防火対象物に対し内装表示マークを掲出すること。その掲出位置は、防火対象物の主たる出入口とし、進入時に屋外から視認し易い位置に掲出するとともに、扉等の開放時に内装表示マークが見えなくなるおそれのある場所への掲出は避けること。

なお、掲出方法は、ビス又は接着剤などにより容易に脱落しないように堅固に固定すること。

また、内装表示マークの詳細については次のとおりであること。

- (1) 文字は、朱色(原則、反射性けい光塗料)とし、一文字を縦35mm、横30mmとする。
- (2) 地色は、白色とする。
- (3) 形は、一辺が300mm正方形の中心に、一辺が120mmの正六角形を描き、正三角形2個を交互に内接させたものとし、朱色(原則、反射性けい光塗料)とする。
- (4) 材質は経年劣化の少ないものとする。



2 不燃断熱材等の使用

断熱材等として使用する可燃性合成樹脂発泡体は、不燃材料(建築基準法第2条第9号)として国土交通大臣の認定を受けたもの又は不燃性能を有するよう後処理したものを使用すること。

3 継ぎ目処理等の徹底

断熱材等を被覆する仕上げ材(金属製薄板等)は、継ぎ目が防火上の弱点とならないように適正に処理して施工すること。

4 仕上げ材(金属製薄板等)が脱落しない施工断熱材等を被覆する仕上げ材(金属製薄板等)は、火災が発生した際にも脱落しない施工とすること。

5 危険性の周知

関係者に対して、火災時における可燃性合成樹脂発泡体断熱材等の危険性について、次の(1)から(3)までの事項を周知すること。

- (1) 可燃性合成樹脂発泡体は、比較的低温で分解してガス化し、着火又は発火の危険性があり、火災時に分解したガスによる中毒等の危険性があること。
- (2) 可燃性合成樹脂発泡体は、着火後、短時間で燃焼拡大し、爆燃を起こす危険性があるものであること。特に、可燃性合成樹脂発泡体の表面を金属製薄板等で仕上げた防火対象物及びサンドイッチパネル工法を用いた防火対象物の火災時には、可燃性合成樹脂発泡体の燃焼状況が外部から視認できないまま、突如、爆燃を起こす危険性があり、建物利用者の人命に危険が及ぶおそれがあること。
- (3) サンドイッチパネルを用いた防火対象物の火災時には、芯材の可燃性合成樹脂発

小牧市消防用設備等の指導基準

第2章 防火対象物

第11 可燃性合成樹脂発泡体を断熱材に用いた防火対象物に係る防火安全対策
泡体が燃焼することにより、金属製薄板等が脱落するおそれがあり、建物利用者の避難及び消防活動に危険があること

6 自主防火管理の推進

関係者は、次の(1)から(4)までの事項に留意して「消防用設備等の設置・維持管理」、「消防訓練の実施」、「出火防止のための火気管理・喫煙管理・放火対策」等、自主防火管理の推進を図ること。

- (1) 防火対象物の改装、増改築等の工事中、溶接・溶断等の火気使用時に火災が多く発生していることから、出火防止のための必要な措置を講じること。
- (2) 防火対象物に出入りする従業員等に対する喫煙管理の徹底を行い、喫煙場所の指定、喫煙場所での灰皿・吸殻の後始末、始業終業時の点検等に留意すること。
- (3) 防火対象物に対する放火火災を防止するため、死角となりやすい場所の整理・整頓、普段人のいない場所の施錠管理、入出者の監視、監視カメラの設置、巡回監視等の対策を行うこと。
- (4) 就業時間外においても、敷地等の侵入防止、火気の後始末、施錠確認、夜間・休日の巡回等に留意すること。